

# 廃棄物焼却炉排ガス中の水銀について(その1)

平成22年7月23日

埼玉県・埼玉県清掃行政研究協議会

東京二十三区清掃一部事務組合の4つの清掃工場の焼却炉で、排ガス中の水銀濃度が自主的な管理基準0.05mg/m<sup>3</sup>を上回ったため、ごみの投入を停止し、調査を開始しました。

## 〈稼働停止した炉〉

- ①足立清掃工場 2号炉 ……6月11日停止
- ②板橋清掃工場 2号炉 ……7月 1日停止
- ③光が丘清掃工場 1、2号炉 ……7月 8日停止
- ④千歳清掃工場 ……7月18日停止

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/topics/oshirase220721.pdf>

## 〈推測される原因〉

水銀が入った産業廃棄物の不法投棄

## 〈当面の対応〉

- ①不法投棄 警視庁に告発を検討
- ②事後対策
  - ア 対排出者 分別の徹底を啓発
  - イ 公害防止設備の点検

焼却炉などばい煙発生施設の排ガス中の水銀については、法的規制はありませんが、ヨーロッパなどでは対応が始まっており、環境省でも調査検討が進められています。

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>

家庭や事業所に対し、ごみに蛍光管、乾電池、水銀体温計など水銀を含むごみを混ぜないよう分別の徹底を指導してください。

破碎施設から排出される破碎残さに蛍光管や体温計の破片が含まれることも指摘されています。不燃ごみにおける水銀含有ごみの分別の徹底も重要です。

# 廃棄物焼却炉排ガス中の水銀について(その2)

平成22年7月23日

埼玉県・埼玉県清掃行政研究協議会

## 各家庭に対する分別指導の手法と内容(例)

- 1 手法 広報、ごみカレンダーなどによる分別の啓発
- 2 内容 水銀を含むごみを可燃ごみや粗大ごみに混ぜないこと

## 工場又は事業場に対する指導の手法と内容(例)

- 1 手法 広報、ごみカレンダーのほか立入検査や収集業者を通じて周知
- 2 対象 工場又は事業場、学校、診療所、体育館など公的施設
- 3 内容 水銀を含む廃棄物を分別し、市町村施設に運び込む(事業系一般)廃棄物に混ぜないこと

## 水銀・水銀化合物を含むと考えられるもの

- 1 電気用品 蛍光管、電池(特にボタン電池)、水銀灯、水銀スイッチ
- 2 医療用機器 水銀体温計、水銀血圧計
- 3 薬品・農薬 歯科修復材(錫アマルガム)、消毒薬(マーキュロクロム、水銀軟膏)、漢方薬(朱砂・丹砂)、農薬(酢酸フェニール水銀)
- 4 文具・顔料 朱肉、岩絵の具(朱)